

# 食品安全情報（化学物質） No. 4/ 2021（2021. 02. 17）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## <注目記事>

### 【EFSA】 食品に関する統一された包装前面表示と強調表示の制限に向けて情報提供するための EFSA の科学的助言

EU の「農場から食卓まで戦略」の活動計画に従って、欧州委員会は、2022 年末までに包装前面の統一した栄養義務表示や、塩、糖類及び/又は脂肪を多く含む食品の販売促進を制限するための栄養プロフィール設定の提案を行うつもりである。欧州食品安全機関（EFSA）は、その欧州委員会の活動を支援するための科学的意見を 2022 年 3 月までに提出するよう要請された。

\*ポイント： 現在 EU 諸国では、消費者が情報に基づいて食品を選択できるように、食品製品包装の前面に栄養表示がなされています。例えば、その製品の 1 食分に含まれる脂肪、砂糖、塩の量（g）とそれら成分の一日の推奨量や目安量に対する割合（%）、あるいはその製品が栄養的に望ましいかどうかのランク付け（例：A 優～E 劣の 5 段階）が一目でわかるようになっています。国によっては各成分の量に応じて、多い（赤）、中程度（黄色）、少ない（緑）といった信号表示も用いています。しかし、表示される記載内容やデザインが国それぞれで多様なことから、これから 2 年かけて、EU で統一するための作業が行われます。

### 【FSAI】 有害毒性事象のニュートリビジランスシステムのパイロット版

ニュートリビジランスシステムは有害毒性事象の報告システムである。アイルランドには一般市民が食品やフードサプリメントとの関連が疑われる有害毒性事象を報告できるシステムがいくつかあるが、多くの医療従事者からの情報と一般市民からの提供情報を結びつけるニュートリビジランスシステムがない。そのため、アイルランド国内でのニュートリビジランスの構築に向けて、国立中毒情報センターが中心となってパイロット版を試行している。

\*ポイント： ニュートリビジランスはフランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）がすでに導入して、紅麹、p-シネフリン含有減量用サプリメント、エナジードリンク、スピルリナなど、様々なフードサプリメントに関する注意喚起につながっています。その成功例から、アイルランドでも有害事象の早期発見のためのシステムづくりが開始されたようです。

### 【FSAI】 竹由来物を含むプラスチック食品接触物質

アイルランド食品安全局（FSAI）は、竹繊維やその他の竹材を含むプラスチック食品接触物質に関する Q&A を公表した。

\*ポイント： 最近、エコを売りにした竹繊維を含むプラスチック製の食器をよく見かけますが、EU ではそれらの製品が問題になっています。EU 規則では、食品と接触することを意図したプラスチック素材（プラスチック食品接触物質）に使用できる物質が決められており、竹繊維は認可されていないことから、それを含む製品の輸入や販売は規則違反となるためです。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【FAO】](#)

1. Codex

### [【EC】](#)

1. 査察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. ONE – Health, Environment, Society – 2022 年会議
2. 食品に関する統一された包装前面表示と強調表示の制限に向けて情報提供するための EFSA の科学的助言
3. 化学物質モニタリング報告ガイダンス：2021 年データ収集
4. 合成生物学から得た遺伝子組換え植物の分子特性解析や環境リスク評価の妥当性のための既存のガイドラインの妥当性評価
5. 香料グループ評価
6. 農薬関連

### [【FSA】](#)

1. 食品接触物質認可ガイダンス
2. 科学評議会の 3 年に一回の報告書とそれがどのようにして我々の仕事を導くか
3. FSA は初めて国際食品規制分析バーチャル会議を開催する

### [【FSS】](#)

1. 報告によるとロックダウンにより家庭での調理に移行したがさらなる変化が求められることを示す

### [【ASA】](#)

1. 健康：食物アレルギー検査

### [【ANSES】](#)

1. 子供用ビタミン D：過剰摂取リスクを予防するためにフードサプリメントではなく医薬品を使うこと

### [【FAI】](#)

1. 有害毒性事象のニュートリビジランスシステムのパイロット版
2. 竹由来物を含むプラスチック食品接触物質
3. FSAI は食品表示に関する意見を募集する
4. リコール情報

### [【Ruokavirasto】](#)

1. 欧州プラットフォームは食品安全においてより緊密な協力へと進む道を開くだろう

### [【FDA】](#)

1. FDA は AI 輸入水産品パイロット計画の第 II 相に移行する
2. FDA は食品トレーサビリティ公聴会の資料を公表、サプライチェーンの例を含む
3. 警告文書

### [【EPA】](#)

1. EPA はアマゾンに農薬の違法販売を中止するよう命令

### [【CFIA】](#)

1. 電子商取引オンラインで食品、植物又は動物製品を売買する際に考えること

### [【FSANZ】](#)

1. 食品基準通知

### [【TGA】](#)

1. 安全性助言

### [【香港政府ニュース】](#)

1. よくある質問

2. エチレンオキシドの可能性のためイタリア産ブレッドスティックを食べないように呼びかける

3. 違反情報

【SFA】

1. シンガポール：逆境に打ち勝つ食料安全保障

【FSSAI】

1. India@75（インド独立 75 周年）に向かってもう一歩：2022 年までにトランス脂肪酸無しに

2. メディアコーナー

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・EurekAlert 4 件

---

●国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. Codex

● コーデックス技術部会が一般原則部会の会合で再開する

Codex technical committees underway again with meeting of General Principles

07/02/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1373139/>

2021 年のバーチャル会合シリーズが、コーデックス一般原則部会（CCGP）のホスト国フランスで 2021 年 2 月 8～17 日に開始する。パンデミック以前から CCGP の議題であった「電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence）の手続きガイダンス」の作業が、2020/21 年の物理的会合がなくなったことで脚光を浴びている。その他、コーデックスのルール本である手続きマニュアル（Procedural Manual）の新デジタルフォーマットの検討などが議論される予定である。

\*CCGP32

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCGP&session=32>

● ウェビナー 2 月 5 日 12:00 CET / 飼料部門の問題のためのベストプラクティス

Webinar - 5 February 12:00 CET / Good practices for the feed sector matter

02/02/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1372286/>

FAO と国際飼料産業連盟 (IFIF) の専門家が集い、動物由来の安全な食品の持続可能な生産における飼料の安全の重要性について議論する。このイベントでは、適正動物飼養実施規範 (Codex Code of Practice on Good Animal Feeding) の実施に関する新しいマニュアルについてもふれる。

\* Good practices for the feed sector

Implementing the Codex Alimentarius Code of Practice on Good Animal Feeding

<http://www.fao.org/3/cb1761en/CB1761EN.pdf>

● 世界食品安全デー 2021 / 2月18日にキャンペーン開始にアクセスしよう

#WorldFoodSafetyDay 2021 / Tune in to the launch of the campaign, 18 February 15:00 CET

14/02/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1375077/>

2021年2月18日15:00 CETに、世界食品安全デーの2021年キャンペーンが、今年のテーマ発表とともに幕を開ける。FAO、WHO、コーデックス事務局、国際食品安全機関ネットワーク、そして世界中のゲストが、なぜ食品安全がみんなの仕事なのかを話し合い、2021年6月7日の第三回世界食品安全デーの開催に照準を合わせる。

コーデックス Twitter (@FAOWHOCodex) でストーリーミング配信を行う。

---

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[https://ec.europa.eu/food/safety\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety_en)

1. 査察報告書

● インドーハーブとスパイス類のアフラトキシン管理と微生物汚染

India—Aflatoxin control and microbiological contamination in herbs and spices

01/02/2021

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4332](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4332)

2020年2月25日～3月4日までインドで実施した、EU輸出用スパイス類の公的管理システムが、微生物汚染を予防しEU法の汚染(アフラトキシン)基準内であるという保証を提供できるかどうか評価し、ナツメグやチリなど追加措置の対象となるスパイス類に特に注意して以前の査察の助言をフォローアップし、ウコン抽出物を含む特定のフードサプリメントに関連する肝炎のアウトブレイクの緊急警告通知をフォローアップするための査察。管轄機関は以前の査察以降対策を講じ、助言のほとんどは効果的に対処されている。だが、

生産者の微生物学的安全性と検査がこの管理システムに含まれていないため、EU 輸出用スパイス類が EC 規則の要件に従って生産されていることを保証できない。HACCP に基づくプログラムがすべてのスパイス類の輸出業者に必須ではないため、信頼性に疑問がある。訪れた輸出施設で生産されたウコン抽出物と EU の肝炎のアウトブレイクとに関係はない。

- **管理団体—トルコで管理している認可 CB が適用するオーガニック生産基準及び管理措置**

Control Body 2020-7039—organic production standards and control measures applied by a recognised CB operating in Turkey

28/01/2021

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4330](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4330)

2020 年 9 月 14～25 日にトルコで実施した、管理団体のオーガニック生産基準と管理対策の適用を評価するための査察。COVID-19 パンデミックのため、この査察は文書交換とビデオ会議によりリモートで行われた。管理団体には、職員の能力と公平性を確保し、作業を計画しモニターするための適切な文書化手順があり、リモートでの査察方法で評価される限り一般に包括的で適切である。検査や非オーガニックの種子の損傷と管理者の違反のフォローアップに欠点を確認されたが、概して、管理団体は EU と同等効果の管理措置を適用している。

- **管理団体—エジプトのオーガニック生産基準及び管理措置の認定管理団体による実践**

Control Body 2020-7038—implementation by a recognised control body of its organic production standards and control measures in Egypt

11/02/2021

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4335](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4335)

2020 年 9 月 14～29 日までエジプトの認定管理団体が適用したオーガニック生産基準と管理措置を評価するための査察。COVID-19 パンデミックのため、この査察は文書交換とビデオ会議によりリモートで実施された。管理団体には適切な管理システムがある。執行措置は統一され、EU 輸出用オーガニック製品の認定は生産データの包括的な検証に基づいており、違反は適切に処理されている。リスクベースの計画とサンプリング手順にいくつかの弱点を確認された。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2021年第5週～第6週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

モロッコ産スペイン経由冷凍イワシ胴体のヒスタミン(最大 571.19 mg/kg)、中国産有機殻剥きソバの実のアフラトキシン(B1 = 22.6; Tot. = 22.6 µg/kg)、オランダ産冷凍全形コウイカのカドミウム(3 mg/kg)、フィリピン産オランダ経由多種穀物スナックのグリシジルエステル類(1763 µg/kg)、ルーマニア産フードサプリメントの禁止成分エフェドラ、スリランカ産ドイツ経由有機黒コショウ粉末の多環芳香族炭化水素(156.3 µg/kg)、ポーランド産飼料用ソバのブタクサの種子高含有(329 mg/kg)、トーゴ産チリペッパー粉の未承認着色料オレンジII (>0.5 mg/kg)、スペイン産ポルトガルで包装済み冷凍の切って炒めたピーマンの未承認物質クロルピリホス(0.037 mg/kg)、タイ産スウェーデン経由乾燥キノコの亜硫酸塩(830 mg/kg)非表示、オンライン販売されている2,4-ジニトロフェノール (DNP)、フランス産有機煎ったゴマ油の2-クロロエタノール (1.3; 1.5 mg/kg)、タイ産オランダ経由缶入りココナッツミルクからのビスフェノールA (286 ng/kg)と環状ビスフェノールA ジグリシジルエーテル (1020 µg/kg)の溶出、中国産フランス経由ナイロン製スープ用お玉からの一級芳香族アミンの溶出(0.028 mg/kg)、オランダ産粉末メロンの種子のアフラトキシン(B1 = 7; Tot. = 11,2 µg/kg)、ナイジェリア産ベルギー経由メロンの種子のアフラトキシン(B1 = 79.3 / B1 = 88.2 µg/kg)、ドイツ産ヘンプオイルのテトラヒドロカンナビノール(THC) (16.5 mg/kg)、中国産スペイン経由ナイロン製調理用スプーンからの一級芳香族アミンの溶出(アニリン: 0.006; 4,4'MDA: 0.235 mg/kg)、オンライン販売されているフードサプリメントのビタミンD3 高含有、ナイジェリア産ベルギー経由粉末エグシ (ウリ科の種子) のアフラトキシン(B1 = 14; Tot. = 17.1 µg/kg)、イタリア産乾燥イチジクのオクラトキシンA (73.35 µg/kg)、など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

スペイン産オレンジの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.35 mg/kg)、スペイン産チルド調理済バナメイェビの亜硫酸塩高含有(314 mg/kg)、トルコ産粉末ターメリックのアフラトキシン(B1 = 14.9 / B1 = 12.3 µg/kg)、インド産冷凍調理済殻剥きナミクダヒゲエビの亜硫酸塩(61.1 mg/kg)非表示、ポーランド産フードサプリメントの照射非表示、インド産ワサビノキ(未成熟の種鞘)のチオファネートメチル(0.32 mg/kg)、スリランカ産ツボクサおよびツルノゲイトウのアゾキシストロビン(0.15 mg/kg)および未承認物質クロルピリホス(0.036 mg/kg)・プロフェノホス(67 mg/kg)・フィプロニル(0.17 mg/kg)、イラン産乾燥リンゴの亜硫酸塩非表示(114 mg/kg)、トルコ産粉末クミンのピロリジジナルカロイド(27500 µg/kg)、トルコ産グレープフルーツの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.11 mg/kg)、フランス産生きたウナギの非ダイオキシン様ポリクロロビフェニル (426 ng/g)、ドイツ産鹿用噛み棒の鉛高含有(71.9 mg/kg)、米国産フードサプリメントの未承認新規食品成分バナバ

(*Lagerstroemia speciosa*)およびオウバク(*Phellodendron bark*)、コソボ産白トウモロコシ粉のフモニシン(1642 µg/kg)、ベトナム産冷凍バナメイエビのスルファメトキサゾール(157 µg/kg)未承認、スペイン産ブロッコリーのフルアジホップ-p (0.061 mg/kg)、など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

韓国産オーストリア経由スパイスの効いた海藻の未承認成分(エゴマ油)、エクアドル産未承認新規食品成分イレクス・グアユサ、オンライン販売されている CBD オイルの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、エクアドル産スペイン経由チルド茹でバナメイエビの亜硫酸塩高含有(191 mg/kg)、中国産ドイツ経由シイタケの亜硫酸塩非表示(620 mg/kg)、ロシア産ドイツ経由亜麻仁の未承認物質ハロキシホップ(0.482 mg/kg)、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

エジプト産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 89; Tot. = 110 µg/kg ; B1 = 22.7; Tot. = 25.2 µg/kg ; B1 = 67; Tot. = 83 µg/kg)、トルコ産瓶入りブドウの葉のピリメタニル(1.3 mg/kg)・メタラキシル(0.022 mg/kg)・シプロジニル(0.057 mg/kg)・ペンコナゾール(0.046 mg/kg)・アセタミプリド(0.054 mg/kg)・テブコナゾール(0.15 mg/kg)・シモキサニル(0.073 mg/kg)・ファモキサドン(0.074 mg/kg)・ジメトモルフ(3.1 mg/kg)・ジフェノコナゾール(0.27 mg/kg)・アゾキシストロビン(0.6 mg/kg)・メトラフェノン(2.0 mg/kg)・シフルフェナミド(0.023 mg/kg)・フルキサピロキサド(0.093 mg/kg)・アメトクラジン(4.6 mg/kg)及び未承認物質クロルピリホス(0.13 mg/kg)・ジチオカルバメート(29.6 mg/kg)・クロルピリホス-メチル(0.13 mg/kg)、トルコ産レモンの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.084 mg/kg)、トルコ産有機乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 30.8; Tot. = 47.47 µg/kg ; B1 = 7; Tot. = 23 µg/kg ; B1 = 17; Tot. = 22 µg/kg ; B1 = 43; Tot. = 63 µg/kg ; B1 = 8.7 µg/kg ; B1 = 68.89; Tot. = 128.26 µg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 25; Tot. = 29 µg/kg)、中国産グリーンデリア抽出物の照射非表示、ドミニカ共和国産ペッパーの未承認物質トリアゾホス(0.022 mg/kg)、トルコ産ペッパーの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.116 mg/kg)、エジプト産オレンジの未承認物質ジメトエート(0,041 mg/kg)、トルコ産マンダリンの未承認物質クロルピリホス(0.144 mg/kg ; 0.160 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのホスチアゼート(0.156 mg/kg)、トルコ産レモンの未承認物質クロルピリホス(0.086 mg/kg)及びフェンバレレート(0.237 mg/kg)、トルコ産オレンジの未承認物質フェンバレレート(0.203 mg/kg)及びクロルピリホス-メチル(0.045 mg/kg)、トルコ産マンダリンの未承認物質フェンバレレート(0.324 mg/kg)及びクロルピリホス-メチル(0.142 mg/kg)、ウズベキスタン産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(3278 mg/kg)、トルコ産ペッパーのピリダベン(1.053 mg/kg)及びエトキサゾール(0.066 mg/kg)、ウガンダ産ペッパーのシペルメトリン(1.7 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 31; Tot. = 34 µg/kg ; B1 = 16.36; Tot. = 25.5 µg/kg)、スリランカ産チョコレートクリームビスケットの非表示の着色料アズルビン(E122)とブリリアントブルーFCF(E133)および着色料サンセットイエローFCF(E110)の未承認使用、トルコ産レモンの未承認物質クロルピリホス(0.080 mg/kg)、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 29.3; Tot. = 31 µg/kg)、エジプト産有機ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1



= 18; Tot. = 21 / B1 = 54; Tot. = 60 µg/kg)、中国産クコの実の未承認物質メタミドホス(0.15 mg/kg)、トルコ産マンダリンの未承認物質クロルピリホス(0.16 mg/kg)、パキスタン産トマトケチャップの安息香酸(E210)高含有(1334 mg/kg)及び着色料サンセットイエローFCF(E110)と着色料アルラレッドAC(E129)の未承認使用、中国産メタルカップからのクロム(0.22 mg/l)およびマンガン(1.8 mg/l)の溶出、エジプト産殻剥きピーナッツのアフラトキシシン(B1 = 201.7; Tot. = 224.6 µg/kg)、トルコ産レモンの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.037 mg/kg)、トルコ産シリコーン製子供用食器の揮発性有機化合物(0.83 %)、エジプト産チリグリーンペッパーの未承認物質クロルピリホス-メチル(0.05 mg/kg)及びプロパルギット(0.033 mg/kg)、インド産各種製品の未承認新規食品成分モスビーン(*Vigna aconitifolia*)、インド産ピスタチオのアフラトキシシン(B1 = 9.6; Tot. = 9.8 µg/kg)、エジプト産ピーナッツのアフラトキシシン(B1 = 52.6; Tot. = 60.1 µg/kg)、トルコ産オレンジのプロクロラズ(6.016 mg/kg)、中国産緑茶の未承認物質アントラキノン(0.032 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシシン(B1 = 27.8; Tot. = 30.4 µg/kg)、トルコ産レモンのプロクロラズ(1.046 mg/kg)及びピリメタニル(2.246 mg/kg)、カナダ産フードサプリメントの未承認新規食品成分ゴシュユ(*Evodia rutaecarpa*)、など。

その他、アフラトキシシン等多数。

注) 2020年9月にEUに輸入されたインド産のゴマ種子からエチレンオキシドが検出され、それを原料にした多くの食品がEU諸国で大規模に検査、回収されている。EUにおいてエチレンオキシドは委員会規則(EU) 2015/868のもと認可取り下げられており、食品への使用が認められていない。

本件に関連した通知については、件数が多いため(警告通知14件、注意喚起情報4件、フォローアップ用情報1件、通関拒否通知1件)、今号では省略した。

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

<http://www.efsa.europa.eu/>

**1. ONE – Health, Environment, Society – 2022 年会議**

ONE – Health, Environment, Society – Conference 2022

1 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/one-health-environment-society-conference-2022>

ー 2022年6月21-24日 ブリュッセルとオンライン：予定を空けておいて！ー

食品システムは目下、気候変動との戦いから生物多様性の損失を食い止め廃棄物の削減まで、私たちの直面する多くの重要な課題の交差点にある。このような課題に対処するには、国連の開発目標や欧州委員会のグリーンディールの核心にある持続可能な未来への目



標に設定されているように、緊急の行動が必要である。EFSA は他の EU 機関、加盟国、国際パートナーと協力してこれらの目標の支援に取り組んでいる。

これらの課題に対応するために、リスク評価科学は今後数年間でどのように展開するだろうか？ヒト、動物、環境の健康は表裏一体だという根拠が増えている。つまり、リスク評価科学は食品/飼料の安全性に限定することはできないことを意味している。「one health-one environment」アプローチに軸を置くには、より広い観点で捉える必要がある。2022年6月21-24日ブリュッセルで開催される「ONE – Health, Environment, Society – 2022 年会議」の科学プログラムが、欧州疾病予防管理センター(ECDC)、欧州化学品庁(ECHA)、欧州環境庁(EEA)、欧州医薬品庁(EMA)、欧州委員会共同研究センターと協力して形成されるのはそのためである。EU 加盟国、EFSA の国際パートナーや科学者たちも、この科学プログラムを共同開発するために招待される。多様な背景と専門知識を持つ科学者たちを集めることで、この会議は知識を共有する重要な機会となり、EU の政治的議題に関する重要な話題を扱う、重要な議論に貢献するだろう。

持続可能性の指針に従って、この会議はリモートで参加できる混成形式で開催されるため、旅行の排出量を削減しながら幅広い支援活動を確保する。

#### 主なテーマと目標

- ・ 持続可能性のより広い観点から食品および飼料の安全性を検査すること。
- ・ リスク評価科学で可能な開発を探ること。
- ・ 将来の戦略目標やレギュラトリーサイエンスの方向性を振り返ること。
- ・ EU グリーンディールなどの新たな政策目標やその戦略の実施に寄与すること。

#### 主な日程

- ・ 2021年5月/6月：口頭およびポスター発表の摘要の募集開始
- ・ 2021年9月：摘要提出期限
- ・ 2022年1月：登録開始
- ・ 2022年6月21-24日：会議

\* ONE – Health, Environment, Society – Conference 2022

<https://www.one2022.eu/>

## 2. 食品に関する統一された包装前面表示と強調表示の制限に向けて情報提供するための EFSA の科学的助言

EFSA's scientific advice to inform harmonised front-of-pack labelling and restriction of claims on foods

3 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/efsas-scientific-advice-inform-harmonised-front-pack-labelling-and-restriction>

EFSA の栄養科学者は、将来の EU 全域にわたる包装前面の (FOP) 栄養表示システムの開発を支援するために科学的助言を提供する。それは食品の栄養や健康強調表示の使用

条件の設定を通知することにもなる。

EU の「農場から食卓まで戦略」の活動計画に従って、欧州委員会は、2022 年末までに包装前面の統一した栄養義務表示や、塩、糖類及び/又は脂肪を多く含む食品の販売促進を制限するための栄養プロファイル設定の提案も行うつもりである。欧州委員会は EFSA に次の科学的助言を提出するよう求めている。

- ・ 食品の非栄養成分（エネルギー、食物繊維など）を含む、欧州人のための公衆衛生上重要な栄養素
- ・ 欧州人の食事に重要な役割を果たす食品グループとサブグループ
- ・ 栄養プロファイルのための食品の栄養や他の非栄養成分の選択を指導する基準

EFSA への要請は栄養プロファイルモデルの作成や様々な目的で既に使用されている現在のプロファイリングモデルに関する助言を含まない。

私たちの専門家は以下の情報源など、最新の科学情報を評価する。

- ・ ヒトの研究の根拠に基づく健康的な食事のための食事助言に関する発表済のレビュー
- ・ 食事参照値や栄養プロファイルに関する EFSA 独自の作業
- ・ 欧州各国の国の食品に基づく食事ガイドライン
- ・ 欧州委員会が提出した FOP 表示計画の包括的なレビュー

EFSA は 2022 年 3 月までにその科学的意見を出すよう要請されている。私たちは 2021 年末までにその草案のパブリックコメントを募集する予定である。

\* 包装前面の統一した栄養義務表示の作成と、食品の栄養と健康強調表示を制限するための栄養プロファイルの設定に関する科学的意見の要請

Request for a scientific opinion on development of harmonised mandatory front-of-pack nutrition labelling and the setting of nutrient profiles for restricting nutrition and health claims on foods

[https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/EFSA-Q-2021-00026\\_M-2021-0007.pdf](https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/EFSA-Q-2021-00026_M-2021-0007.pdf)

\* EU 諸国の包装前面栄養表示について調べた欧州委員会の報告書

[https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/labelling-nutrition\\_fop-report-2020-207\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/labelling-nutrition_fop-report-2020-207_en.pdf)

(p7 に、EU 諸国で使われている前面表示の一覧表がある)

### 3. 化学物質モニタリング報告ガイダンス：2021 年データ収集

Chemical monitoring reporting guidance: 2021 data collection

EFSA Supporting publication 2021.EN-6420 4 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-6420>

この文書は化学物質について分析されたサンプルの報告に使用する。農薬と動物用医薬品の残留物、汚染物質、食品添加物を監視するために行った管理活動中に取られた食品及び飼料サンプルの分析結果を EU に提出するための標準サンプル表記(SSD2)データモデルの使い方に関するガイダンスを提供する。この文書は SSD2 やデータ交換についてのガイ

ダンス(GDE2)に関する一般的な EFSA のガイダンスにとって代わるものではないが、いくつかの側面を補完及び更新する。特定の技術的及び立法上の要件や、国や EU レベルでの化学物質モニタリング(ChemMon)データのデータ品質検証の明確さに関するガイダンスを提供することを目的としている。

#### 4. 合成生物学から得た遺伝子組換え植物の分子特性解析や環境リスク評価の妥当性のための既存のガイドラインの妥当性評価

Evaluation of existing guidelines for their adequacy for the molecular characterisation and environmental risk assessment of genetically modified plants obtained through synthetic biology

EFSA Journal 2021;19(2):6301 5 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6301>

合成生物学(SynBio)は、新しい生物学的システムの開発や、生きた細胞に新しい機能を与えることを目的とした、工学と生物学の境界領域における学際的な分野である。EFSA は、既存のリスク評価のガイドラインの妥当性を確認するために、農業食品における SynBio 開発を評価し、更新ガイドラインが必要かどうか決めるよう欧州委員会に依頼された。この意見の範囲は、栽培または食品や飼料の目的で使用することを目的とした、SynBio から得た遺伝子組換え植物などの分子特性解析や環境リスク評価を含んでいる。食品以外についての科学委員会による SynBio に関する以前の作業(2014, 2015 年)が利用され、この任務に関連する最も現実的な今後の SynBio の事例を特定するために EFSA に委託されたホライズンスキニング演習のアウトプットで補完された。このホライズンスキニングでは欧州委員会の食品以外についての科学委員会により以前に確認された 6 つの SynBio 分類に加える他の部門/進歩を特定しなかった。近い将来(今後 10 年)市場に出る植物 SynBio 製品は、既存の遺伝子組換えやゲノム編集技術を用いた開発に SynBio アプローチを適用する可能性が高いと、この演習から示された。その上、この科学的意見のスコoping作業をさらに支えるために、3 つの架空の SynBio ケーススタディが遺伝子組換え生物に関するパネル(GMO)の作業グループによって選ばれた。この選ばれた事例を用いると、EU の規制の枠組みや既存の EFSA のガイドラインの条件は、特定の条件がすべての製品に当てはまるわけではないが、今後 10 年間で開発される SynBio 製品のリスク評価に適切であると、GMO パネルは結論した。GMO パネルは、SynBio の開発が進化するにつれて、それらが適切で十分だと確認するために、ガイドラインを調整する必要があるかもしれないと認めた。

合成生物学から得た遺伝子組換え植物の分子特性解析や環境リスク評価の妥当性のための既存のガイドラインの評価に関する科学的意見案についてのパブリックコメント募集結果  
Outcome of the public consultation on the draft Scientific Opinion on the evaluation of existing guidelines for their adequacy for the molecular characterisation and environmental risk assessment of genetically modified plants obtained through

synthetic biology

5 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-2000>

最終意見は 2020 年 10 月 15 日の GMO パネルの第 139 回本会議で採択され、EFSA Journal で発表された。

## 5. 香料グループ評価

- 香料グループ評価 67 改訂 3 (FGE.67Rev3)に関する科学的意見：JECFA の第 55 回、65 回、69 回、86 回会合で評価された 23 のフラン置換化合物の考察

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 67, Revision 3 (FGE.67Rev3): consideration of 23 furan - substituted compounds evaluated by JECFA at the 55th, 65th, 69th and 86th meetings

EFSA Journal 2021;19(2):6362 3 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6362>

この香料グループ評価 67 (FGE.67Rev3)では 25 物質のうち評価済みの 11 物質と評価の必要のなくなった 2 物質を除く 12 物質を評価した。サブグループ IV と VI - B を代表する物質それぞれの新しい遺伝毒性と毒性データが入手でき、遺伝毒性の懸念は除外された。MSDI アプローチに基づいて 12 物質全てに十分な安全マージンが算出された。パネルは、23 物質全てに、MSDI アプローチに基づき「香料物質として摂取推定量で安全上の懸念はない」とする JECFA の結論に同意した。18 物質は mTAMDI 摂取推定量がその構造クラスの毒性学的懸念の閾値(TTC)を超えており、評価を最終化するにはより信頼できる使用と使用量に関するデータが必要である。

- 香料グループ評価 13 改訂 3 (FGE.13Rev3)に関する科学的意見：化学グループ 14 の追加の側鎖置換およびヘテロ原子有り/無しのフルフリル及びフラン誘導体

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 13 Revision 3 (FGE.13Rev3): furfuryl and furan derivatives with and without additional side - chain substituents and heteroatoms from chemical group 14

EFSA Journal 2021;19(2):6386 3 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6386>

この FGE.13Rev3 で扱う 26 の香料物質のうち 24 は、既に安全上の懸念はないと評価されている。残りの 2 物質は FGE.13Rev1.で遺伝毒性の懸念が生じていたが、この懸念は新しい遺伝毒性データに基づき除外できた。パネルはこの 2 物質を評価し、MSDI アプローチに基づいて推定された食事摂取量で 26 物質の安全上の懸念は生じないと結論した。1 物質には使用と使用量に関するデータが必要である。21 物質で mTAMDI 摂取推定量がその構造クラスの TTC を超えており、この評価を最終化するには使用と使用量に関するより信頼できるデータが必要である。

## 6. 農薬関連

- 参考期間 2014–2016 年と 2016–2018 年の残留農薬への累積食事暴露の比較

Comparison of cumulative dietary exposure to pesticide residues for the reference periods 2014–2016 and 2016–2018

EFSA Journal 2021;19(2):6394 8 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6394>

甲状腺に慢性影響のある農薬と神経系に急性影響のある農薬についての後ろ向き食事暴露評価が行われた。暴露評価は 2016、2017、2018 年の公的農薬モニタリング計画で加盟国が収集したモニタリングデータを用いて行われた。二次元確率モデルを用いて 10 集団の消費者（すなわち、様々な国々の様々な年齢集団から）の推定暴露量が得られた。結果を 2014、2015、2016 年に得られた以前のものと比較したところ、暴露は時間が経過しても大幅に変化しなかった。だが、特定の食品の 1 つの農薬にサンプリングの不確実性の増加が確認された。そのため、累積リスク評価を開始する前に、サンプリングの不確実性を削減し潜在的な問題を予測するための戦略が推奨された。

- プロピコナゾールの MRL レビュー条項 12 に従う確認データの評価

Evaluation of confirmatory data following the Article 12 MRL review for propiconazole

EFSA Journal 2021;19(2):6405 5 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6405>

概して、SYN547889, NOA436613, CGA118244, CGA118245, CGA91304, CGA91305 にまだデータのギャップがあるため、入手可能な情報は 2,4 - ジクロロ安息香酸に変換可能な代謝物の毒性学的プロファイルの特徴を記すのに十分ではない。

- 提出された確認データを踏まえた有効成分スピロキサミンの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment for the active substance spiroxamine in light of confirmatory data submitted

EFSA Journal 2021;19(2):6385 5 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6385>

ブドウ、小麦、ライ小麦、ライ麦、大麦、オート麦の防カビ剤としてのスピロキサミンの代表的な利用の評価に基づいて結論に達した。ピアレビューされた書類の入手可能な研究や文献に由来し、規制リスク評価の使用に適切であることが提示されたと信頼できるエンドポイントから結論された。

- アブラナ科葉菜類のジフェノコナゾールの既存 MRLs の改訂

Modification of the existing maximum residue levels for difenoconazole in leafy brassica



EC 規則 No 396/2005 条項に従って、申請者 Syngenta Crop Protection AG 社は、アブラナ科葉菜類のグループに属する農産品のジフェノコナゾールの既存の最大残留基準 (MRLs) を改訂するために、オランダの国立管轄機関に要請を出した。この要請を支持するデータは、アブラナ科葉菜類の MRL 提案を導出するのに十分だとわかった。妥当性が確認された LOQ 0.01 mg/kg で検討中の植物本体のジフェノコナゾールの残留物を管理するのに、また、肉の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、卵には妥当性が確認された LOQ 0.01 mg/kg で、乳には妥当性が確認された LOQ 0.005 mg/kg で、動物本体のジフェノコナゾールと代謝物質 CGA205375 のための、利用可能な執行のための分析法が得られた。リスク評価結果に基づき EFSA は、この申請で評価された作物には、報告された農業規範によるジフェノコナゾールの使用から生じる残留物の短期摂取は消費者の健康リスクになりそうもないと結論した。代謝物質 CGA205375 の毒性や、EU のすべての既存のジフェノコナゾールの使用に関する情報不足に関連する不確実性の影響を受けているため、意図した既存のジフェノコナゾールの使用に長期的な消費者摂取の懸念を除外することはできない。概して、このリスク評価は植物のジフェノコナゾールの 4 つの立体異性体の可能性のある優先的な代謝/分解についての確認データの提出を待つ間、暫定的と見なされ、不足しているデータが得られたときに再検討する必要がある。さらに、この申請は、トリアゾール誘導体代謝物 (TDMs) の評価のためにリスク管理者が承認した新戦略の申請日である 2019 年 9 月以前に提出されたため、この評価はトリアゾール系殺菌剤グループに属する農薬に生成される可能性がある TDMs を考慮していない。

- キャベツ、ジャガイモ、ツゲ属の殺虫剤およびすべての食用/非食用作物の軟体動物駆除剤として植物保護に使用されるカフェインの認可のための基本物質申請に関する加盟国と EFSA の協議結果

Outcome of the consultation with Member States and EFSA on the basic substance application for approval of caffeine to be used in plant protection as insecticide in cabbage, potatoes and buxus and as molluscicide in all edible and non - edible crops

9 February 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-6423>

EFSA が協議結果をまとめ、個別に受け取ったコメントに関する EFSA の科学的見解を提示した。

- 
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

### 1. 食品接触物質認可ガイダンス

Food contact materials authorisation guidance

4 February 2021

<https://www.food.gov.uk/business-guidance/regulated-products/food-contact-materials-guidance>

食品接触物質（FCM）認可要件と申請についての情報。FCM は生産、加工、保管、調理又は提供の際に食品と接触する素材や品物のことであり、食品の輸送用梱包材、容器包装材、台所用品、食卓用食器類などがある。

2021年1月1日以降もEUと同じ制度を維持する。ただし、当該日時点でEFSAの評価が途中だったものや、EFSAの評価が終了していても認可手続きが完了していなかったものは、新たにグレートブリテンへの認可申請を要する。

### 2. 科学評議会の3年に一回の報告書とそれがどのようにして我々の仕事を導くか

The Science Council's Triennial Report and how it guides our work

Professor Robin May, Chief Scientific Adviser, Posted on:5 February 2021

<https://food.blog.gov.uk/2021/02/05/the-science-councils-triennial-report-and-how-it-guides-our-work/>

FSAの20年の歴史を通して、科学顧問の我々が科学と根拠への責任を果たすことが全ての政策決定を支えてきた。今後20年に目を向けると、最大の変化の一つはEU域外で活動するという点で、それはFSAが要求する、そして要求される科学が大幅に増加することを意味する。科学評議会とはFSAを支える科学助言委員会ネットワークの一部で、FSA理事会と組織運営チームに、目的を果たすための科学の利用についての独立的な戦略的見解や課題、助言を提供する役割を担う。

2017年から科学評議会の年次報告書を公表してきたが、今回初めて3年分（2017-2020）の報告書を公表した。この報告書には2019-2020の年次報告も含む。

\* 科学評議会3年に一回の報告書 2017-2020年

Science Council triennial report 2017-2020

February 2021

<https://science-council.food.gov.uk/sites/default/files/2021-02/FSA%20Science%20Council%20Triennial%20Report%20-%20April%202017%20-%20March%202020.pdf>

### 3. FSAは初めて国際食品規制分析バーチャル会議を開催する

Food Standards Agency to host first International Food Regulatory Analysis Virtual Conference

9 February 2021

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/food-standards-agency-to-host-first-international-food-regulatory-analysis-virtual-conference>



FSAは2021年3月9-10日に初めて食品規制分析に関する国際会議を開催することを発表する。もともと2020年3月の開催予定だったが、COVID-19パンデミックのために延期された。会議にはFSAと、大学、業界、国際機関、世界中の食品規制担当の専門家が参加し、食品が直面する課題に取り組むための最先端の分析と研究を紹介する。参加費は無料。主なトピックスは次の通り。

- 食品安全に係わるリスクモデルやデータ解析の適用について
- 食品に関連した公衆衛生と消費者利益を保護するための政策介入に、根拠がどのように使われるのか
- リスクを、どのようにコミュニケーションすべきなのか
- なぜ食品安全リスクに国際的な相違が生じるのか
- 食物アレルギー
- 規制遵守を評価するためのツールとして事業者の食品安全文化を評価する上での課題
- COVID-19による世界の食品システムへの影響
- 新興リスクにどのように対応するか
- 新しい流行と技術（ゲノム編集等）
- 規制当局の観点から国際的な規制協力の役割を理解するためのベストプラクティスとケーススタディ
- 急速に変化する世界でビジネスコンプライアンスを達成する際に生じる課題と影響

---

●FS スコットランド（FSS : Food Standards Scotland）

<http://www.foodstandards.gov.scot/>

1. 報告によるとロックダウンにより家庭での調理に移行したがさらなる変化が求められることを示す

Report shows lockdown shift to home cooking but change still needed

2 FEBRUARY 2021

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/report-shows-lockdown-shift-to-home-cooking-but-change-still-needed>

FSSは2020年1月から7月のスコットランドにおける食品及び飲料品の購入に関してCOVID-19の影響を明らかにする新たな報告書を公表した。ロックダウン前と比較し、40%の人が一から調理し、29%の人が野菜の摂取量が増え、より健康的になった。その一方、44%の人がスナック、ビスケット、菓子の摂取量が増えた。

\* Exploring the impact of COVID-19 on food and drink retail purchasing patterns in Scotland

<https://www.foodstandards.gov.scot/publications-and-research/publications/exploring>

[the-impact-of-covid-19-on-food-and-drink-retail-purchasing-patterns-in-scotland](#)

(今後、2020年7月から12月までの購入について報告予定)

---

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. 健康：食物アレルギー検査

Health: Food allergy testing

Advice online 04 Feb 2021

<https://www.asa.org.uk/advice-online/health-food-allergy-testing.html>

食物アレルギー検査とは何か？

ASA と CAP は食物不耐、アレルギー、過敏症を同定できると主張する各種装置や検査が宣伝されているのを承知している。これらには血液や毛髪検査、ツボにあてるペンのような装置で人体の電磁振動を測定すると称するものなどがある。一部の宣伝者はある種の食品を除去することで記憶の衰え、偏頭痛、湿疹、吐き気、皮膚炎、関節痛、慢性疲労、過敏性腸症候群を無くす等の利益があると主張する。

IgE 検査とは何か？

IgE 検査は食品への不耐を調べる確立された方法である。これは I 型アレルギーを検出する最も頑健な実験室検査であると理解しているが、偽陽性と偽陰性の可能性があるため「臨床的に妥当性を確認された」検査、あるいは IgE 検査だけで診断できると宣伝してはならない。

IgG 検査とは何か？

IgG 検査が正確あるいは有用であるという一貫した根拠を知らない。

電磁皮膚検査とは？

電磁皮膚検査あるいは Vega テストは皮膚の抵抗や電導度の変化を測定すると主張しているがアレルギーを診断したりできない。

どんな宣伝に問題がある？

現時点では単独で食物アレルギーや過敏症を同定できる検査やキットは存在しない。

---

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

## 1. 子供用ビタミン D：過剰摂取リスクを予防するためにフードサプリメントではなく医薬品を使うこと

Vitamin D for children: use medicines and not food supplements to prevent the risk of overdose

News of 27/01/2021

<https://www.anses.fr/en/content/vitamin-d-children-use-medicines-and-not-food-supplements-prevent-risk-overdose>

最近幼い子供の間で、ビタミン D 強化のフードサプリメントの使用によるビタミン D の過剰摂取の報告が増えている。これらの事例は高カルシウム血症（血中カルシウムが過剰になる）として見つかり、例えば結石症あるいは腎石灰沈着症（腎臓内のカルシウム沈着）のように腎臓に深刻な影響を与える可能性がある。

これに対応し、ANSES、フランス保健製品安全庁 (ANSM)、小児科学協会[1]、国立助産大学及びフランス中毒管理センターは、医療従事者及び保護者に対し、子供特に乳児にビタミン D サプリメントを過剰に与えすぎるリスクを警告している。

このリスクを予防するため、医療従事者及び保護者に対し、以下を求めている：

- ▶ フードサプリメントでなく医薬品を選ぶこと；
- ▶ 投与量を確認すること（1 滴あたりのビタミン D の量を確認すること）；
- ▶ ビタミン D を含む異なる製品と併用しないこと。

### ビタミン D とフードサプリメントに関連するリスク

子供にビタミン D サプリメントを使用することはリスクがないわけではない。以下の理由がある：

- ▶ 1 滴あたりのビタミン D 濃度が非常に高い可能性（最大 10,000 IU）があり、年齢に応じた推奨投与量がない場合がある、
- ▶ 医薬品からフードサプリメントへ移行する場合、あるいは他のフードサプリメントへ変更する場合に用量を誤る可能性がある、
- ▶ 異なる濃度/用量で市販される製品が数多くあり、時に同じブランドでも異なる（混乱のリスクにつながる異なる名称の製品、あるいはビタミン D が含まれる製品を併用する場合は用量の蓄積がある）、
- ▶ 他のビタミンのフードサプリメント（例えば、ビタミン K は子供に毎日投与することは推奨されない）あるいは高用量のカルシウム（結石症/腎石灰沈着症のような腎臓の損傷リスクを高める）の存在がある。

### すべきこと

#### **医療従事者は**

ビタミン D サプリメントはフランスではくる病を予防するために生後数日から推奨されている；ビタミン D 補給は骨の成長と石化段階を通して継続されるべきであり、すなわち 18 歳までである。しかし、フードサプリメント表示を読み違える、あるいは異なるフードサプリメントと併用する場合、高濃度による過剰摂取（一滴にビタミン D 含有が 500 から

10,000 IU) によるリスクがある。それゆえ、ANSES は特に幼い子供にとっては恩恵とリスクの両方の点で、処方者がフードサプリメントでなく医薬品の使用を必ず選ぶことを勧める。処方者はまた保護者と話し合いの上、最適と思われる医薬品を選ぶことが勧められる。

子供向けビタミン D の用量に関する国の勧告は現在更新しているところである。欧州の勧告に従い導入される予定であり、すなわちリスク要因のない 0 歳から 18 歳の健康な子供は 1 日あたり 400 IU、リスク要因のある 0 歳から 18 歳の健康な子供は 1 日あたり 800 IU である。加えて、ANSES はまもなく食品からの摂取量を改善するために、ビタミン D を含む更新した食事のガイドラインを発表する予定である。

### 両親は

ビタミン D は子供の骨の成長に不可欠である。この成長を保証するために、ビタミン D はフランスでは成長と骨化の疾患であるくる病予防のため生後数日から処方される。しかし、ビタミン D の与えすぎは十分でないと同様に有害になる。

それゆえ、以下が必要である：

- ▶ 子供へ与える用量管理に注意し、腎臓機能に損傷を与える可能性のある過剰摂取を予防するために、ビタミン D を含む異なる製品を併用しないこと；
- ▶ 特に幼い子供には、ビタミン D 強化のフードサプリメントでなくビタミン D を含む医薬品の使用を選ぶこと；

子供に原産や組成が保証されず、ビタミン D の過剰摂取により不可逆的な中毒につながる可能性のある製品を毎日与えてはいけない。いかなる場合も、規則に違反している可能性があるので、フードサプリメントはインターネットで購入すべきでない。

### 詳細

小児科学協会、国立助産大学、フランス中毒管理センター及び ANSES が協議で作成した意見書。

[https://www.anses.fr/en/system/files/supplementary\\_notice%20vitamine\\_d.pdf](https://www.anses.fr/en/system/files/supplementary_notice%20vitamine_d.pdf)

[1] SFP : フランス小児協会、SFN : フランス新生児学協会、SFMP : フランス周産期医薬品協会、FFRSP : フランス連邦周産期保健ネットワーク、SFEDP : フランス小児内分泌学及び糖尿病学協会、SNP : 小児腎臓学協会、AFPA : 外来小児協会、OSCAR ネットワーク及び稀少カルシウム及びリン疾患のレファレンスセンター

---

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

## 1. 有害毒性事象のニュートリビジランスシステムのパイロット版

## Pilot Nutrivigilance System for Adverse Toxicological Events

Friday, 15 January 2021

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/pilot\\_nutrivigilance\\_system\\_15012021.html](https://www.fsai.ie/news_centre/pilot_nutrivigilance_system_15012021.html)

**何**：ニュートリビジランスシステムは有害毒性事象の報告システムである。これは、食品やフードサプリメントが社会で有害事象を引き起こすと、早期にリスク兆候を提供する。ニュートリビジランスは食品の傾向やリスクを系統的に収集し、結果消費者の健康を保護するのに役立つよう早期に対策をとることができる。

**なぜ**：近年アイルランドにて発生し、アイルランド食品安全局(FSAI)と国立中毒情報センター(NPIC)に報告があった、野生キノコの食中毒、アプリコットカーネルの食中毒及びスポーツ用サプリメントの違法なステロイドに関する有害毒性事象の確認事例がある。しかし、アイルランドには一般の市民が食品やフードサプリメントの疑わしい有害毒性事象を報告できるシステムがいくつかあるが、多くの医療従事者(例、医師、栄養士、看護師、保健師)からの情報と一般市民からの提供情報を結びつけるニュートリビジランスシステムがない。ニュートリビジランスシステムはこの連携を生み出し、報告を早め、公衆衛生を保護するためのリスク評価が可能になるだろう。ニュートリビジランスに期待される目的は、医療従事者と一般市民からの食品やフードサプリメントの有害毒性影響の報告を奨励し、把握するために、システムを作成し、保持することである。

**どこ**：アイルランドではまだ設立されていないが、ニュートリビジランスはすでに欧州の国に存在し、その構想が証明されている。

**どのように**：パイロット版のプロジェクトは、アイルランドでのニュートリビジランスの枠組みを作るために、Beaumont HospitalのNPICにて現在進行中である。どのように報告システムが機能するか開発中で、関係者、パートナーシップ及びネットワークを識別中である。

**いつ**：パイロット版は2020年11月に開始され、2021年4月まで継続予定である。

## 2. 竹由来物を含むプラスチック食品接触物質

Plastic Food Contact Materials Containing Substances Derived from Bamboo

4/2/2021

[https://www.fsai.ie/faq/bamboo\\_contact\\_materials.html](https://www.fsai.ie/faq/bamboo_contact_materials.html)

### 1. プラスチック食品接触物質とは？

プラスチック食品接触物質とは、食品と接触することを意図したもので、既に食品と接触している、あるいは通常又は予測可能な使用条件下で食品と接触したり成分が食品に移行する可能性のあるプラスチック素材のことである。例えば、ラップフィルム、プラスチックフォーク、ジプロックの袋、サンドイッチの箱、調理済み食品のトレイ、飲料ボトル、菓子の包み紙など。

### 2. 竹材を含むプラスチック食品接触物質はアイルランドに輸入・販売できる？

いいえ、竹繊維や他の竹材を含むプラスチック食品接触物質のアイルランドでの販売・

輸入は許可されていない。

3. 竹を含むプラスチック食品接触物質がアイルランドに輸入・販売されることが許可されない理由は？

細かくした竹や竹の粉末などの竹由来物は現在、食品と接触することを意図したプラスチック素材に関する EU 規則 No. 10/2011 のもとで、プラスチック食品接触物質としての使用が認可されていない。使用が許可されているのは、EU 規則 No. 10/2011 付属文書 I にある認可物質の EU リストに含まれる物質だけである。

2020 年 6 月に発表された食品と接触する物質に関する専門家作業グループの議論の要約で、竹由来の未承認添加物がポリマーに使用されるとき、結果的に得られる素材はプラスチックであり、プラスチック食品接触物質として EU 市場で販売される場合には EU 規則 No 10/2011 を遵守していない、と結論された。

4. 添加物として竹材を使用しているプラスチック食品接触物質はどのようなもの？

未承認竹材を添加物として使った広範なプラスチック食品接触物質がアイルランドを含む欧州連合(EU)域で確認されている。一般的に確認されている製品には、コーヒーカップなどの再利用可能な飲料カップ、子供用食器とカトラリー、弁当箱、まな板が含まれている。

5. 製造業者がプラスチック食品接触物質に竹材を添加する理由は？

竹や他の植物ベースの物質は製品中のプラスチック量を減らすために繊維としてプラスチックに加えられている。場合によっては、これらのプラスチック製品は「生分解性」「エコフレンドリー」「オーガニック」「天然」と表示されて販売されており、「100%竹」という場合さえあり、製品の本質を反映していない。それらの商品名及び/又は説明は、時にはこのマーケティングアプローチを支えるのに使用されることもあり、それらがプラスチック製だとすぐにはわからない。

6. 竹材を含むプラスチック食品接触物質と関連するリスクは何？

プラスチック食品接触物質に使われる全ての物質について、それらを使用する製造業者が準拠しなければならない、安全性、使用制限、その安全性に関するその他事項を決めるために EFSA が実施する認可のためのリスク評価が必要である。竹粉末や他の竹材が EFSA に評価あるいは認可されていないため、正確なリスクはわからない。だが、一部の EU 諸国は、未承認の竹材がプラスチック食品接触物質に使用されていると、多量のホルムアルデヒドやメラミンなどの化学物質の溶出が確認されていると報告している。

EU 規則 No. 10/2011 はプラスチック食品接触物質に超過してはならないホルムアルデヒドやメラミンの溶出制限を定めている。さらに、中国や香港から EU へのポリアミドやメラミンプラスチック製の台所製品の輸入には、特定の条件と詳細な手順がある。中でも、ホルムアルデヒドや一級芳香族アミンの溶出を含む特定の条件や詳細手順は、EU 規則 284/2011 で概説されている。

7. プラスチックを含まない竹だけで作られた食品接触物質は、食品接触物質として輸入・販売できる？

はい、竹だけでできていてプラスチックを含まない食品接触物質のアイランドでの輸入・販売は許可されている。しかしながら、これらの食品接触物質の輸入業者や小売業者は、食品と接触することを意図した物質に関する EU 規則 1935/2004 や、食品と接触することを意図した物質のための優良製造規範に関する EU 規則 No. 2023/2006 に従って、輸入元や適合性を証明できる文書及び書類を確認しなければならない。

EU 規則 No. 1935/2004 の枠組みの根底にある原則は、食品と直接あるいは間接的に接触することを意図したあらゆる素材や品は、物質が十分な量で食品に移行することにより、ヒトの健康が危険にさらされたり、食品の組成に許容できない変化や官能特性の劣化をもたらされたりすることを防ぐために、十分に不活性でなければならない。

8. もしもアイランドに竹を含むプラスチック食品接触物質が輸入されたら？

これらの製品は入港を拒否され、輸入業者から供給業者に返却する必要がある。

9. 竹を含むプラスチック食品接触物質が既にアイランドにあり、だが販売されていない場合は？

これらの製品はアイランドで販売されてはならず、輸入業者から供給業者に返却しなければならない。

10. 竹を含むプラスチック食品接触物質が現時点でアイランドで販売されていたら？

これらの製品はアイランドで販売されてはならず、小売業者によって販売の撤収を行う必要がある。製品の撤収に関するガイドラインは、FSAI ガイダンスノート No.10 製品リコール及びトレサビリティ(改訂 3)にある。

11. 竹を含むプラスチック食品接触物質がアイランドで販売を継続された場合は？

これらの製品はアイランドで販売されてはならず、それらが小売業者などの事業者により販売の撤収が行われなければ、必要に応じて適切な施行措置が講じられることになる。

12. 竹を含むプラスチック食品接触物質が既に消費者に購入されている場合は？

消費者はこれらの製品を使って飲食するのをやめるよう助言される。

13. 事業者は EU 規則 No. 10/2011 の認可物質のリストに竹材を追加する申請はできる？

はい、しかしながら、あらゆるプラスチック食品接触物質で使用する前に、販売に先立って、企業及び/又は事業主はその物質の認可の申請をしなければならない。

14. 事業者はどのようにこの申請を行うのか？

プラスチック製品に竹材を使用したい事業者は EFSA が提供しているガイダンスにしたがって書類を準備する。その後、申請者が作成した書類をアイランド食品安全庁(FSAI)に e メールで送付する。次いで、FSAI はその文書を、物質のリスク評価を行う EFSA に送る。欧州委員会の方針で、竹材や他の植物ベースの繊維の認可は、ケースバイケースで申請しなければならない。

この物質の EFSA のリスク評価が肯定的であれば、申請手続きは欧州委員会(EC)に進む。EC と加盟国間の審議後に、その物質は EU 規則 No 10/2011 付属文書 I の物質リストの改訂を通じて認可することができる。いったん認可されると、その物質は認可に設定された制限に従って、これらの製品を製造するあらゆる企業で使用できる。



申請及び認可工程の詳細情報と手順は欧州委員会や EFSA のウェブサイト参照。

一般的な e ラーニングトレーニングモジュールを含む食品と接触する物質に関する一般的な詳細情報は、FSAI のウェブサイト参照。

\* EC: Food Contact Materials

[https://ec.europa.eu/food/safety/chemical\\_safety/food\\_contact\\_materials/authorisations\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety/chemical_safety/food_contact_materials/authorisations_en)

### 3. FSAI は食品表示に関する意見を募集する

FSAI Announces Consultation on Food Labelling

Tuesday, 11 February 2021

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/press\\_releases/labelling\\_consultation\\_11022021.html](https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/labelling_consultation_11022021.html)

FSAI は、義務的な前面包装表示、高脂肪・糖・塩の削減につながる栄養成分表示、原産国表示、食品廃棄削減のための日付表示等に関する食品表示に関し、2021年3月25日まで意見を募集する。これで見られた情報は、EU 食品表示規制への自国の見解として参考にされる。

### 4. リコール情報

- **オンライン販売された 2,4-ジニトロフェノール(DNP)を含む減量用カプセルをリコール措置**

Recall of Weight Loss Capsules containing 2,4-Dinitrophenol (DNP) sold online

Monday, 1 February 2021

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/DNP\\_capsule\\_recall.html](https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/DNP_capsule_recall.html)

FSAI は、DNP は毒性の強い工業用化学物質でヒト使用の用途でないため、www.FatBurney.com で販売されている減量用カプセル（アイルランド産）全てを消費しないよう呼びかけている。製品写真あり。

- **除草剤ハロキシホップのため True Natural Goodness Organic Sesame Seeds を一部撤収措置**

Withdrawal of Several Batches of True Natural Goodness Organic Sesame Seeds due to the Presence of the Herbicide Haloxifop

Tuesday, 9 February 2021

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/true\\_natural\\_goodness\\_sesame\\_seeds.html](https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/true_natural_goodness_sesame_seeds.html)

未承認の除草剤であるハロキシホップのため、ボリビア産ゴマ種子製品 True Natural Goodness Organic Sesame Seeds を一部撤収措置。製品写真有り。

- **ヒスタミンの可能性のため SuperValu キハダマグロステーキをリコール措置**

Recall of Two Batches of SuperValu Yellowfin Tuna Steaks Due to Possible Presence of

Histamine

Monday, 15 February 2021

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/SVTunapg.html](https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/SVTunapg.html)

SuperValu は高濃度のヒスタミンの可能性のため、Signature Taste キハダマグロステーキの消費期限が 16/02/2021 と 17/02/2021 のものをリコール措置。原産国不明。製品写真有り。

---

● フィンランド食品局 (Ruokavirasto / Finnish Food Authority)

<https://www.ruokavirasto.fi/en/>

1. 欧州プラットフォームは食品安全においてより緊密な協力へと進む道を開くだろう

A European platform will pave the way forward towards a closer collaboration in food safety

February 5/2021

<https://www.ruokavirasto.fi/en/organisations/risk-assessment/news-about-risk-assessment/a-european-platform-will-pave-the-way-forward-towards-a-closer-collaboration-in-food-safety/>

2021 年 1 月に EU が資金提供した FOODSAFETY4EU プロジェクトが始まった。このプロジェクトの目的は、欧州における食品安全システム(FSS)関係者のネットワークを構築するための複数関係者プラットフォームをデザイン、開発、発表することである。

\* FoodSafety4EU

<https://foodsafety4.eu/#welcome>

<https://cordis.europa.eu/project/id/101000613>

---

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は AI 輸入水産品パイロット計画の第 II 相に移行する

FDA Moves into Second Phase of AI Imported Seafood Pilot Program

February 8, 2021

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-moves-second-phase-ai-imported-seafood-pilot-program>

米国 FDA は人工知能 (AI) 輸入水産品パイロット計画の第 II 相を 2021 年 2 月 1 日から 7 月 31 日に計画している。ただし、この期間に事業者や輸入プロセスの業務に干渉するわ

けではない。

パイロット計画は、公衆衛生に脅威のある輸入水産品を迅速に効率的に特定するために FDA の能力を強化・改善するためのものである。得られたデータを評価して AI モデルのユーティリティを改善することで、リスクの高い水産品に焦点をあてることのできる AI モデルの実行を支援する。

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 19/2020（2020.09.16）

【FDA】輸入食品スクリーニングパイロットはデータの力を開放し、人工知能を活用する  
<https://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202019c.pdf>

## 2. FDA は食品トレーサビリティ公聴会の資料を公表、サプライチェーンの例を含む

FDA Publishes Materials from Food Traceability Public Meetings, including Supply Chain Example

February 12, 2021

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-publishes-materials-food-traceability-public-meetings-including-supply-chain-example>

以下のサイトから入手可能。

\* Public Meetings to Discuss the FSMA Proposed Rule for Requirements for Additional Traceability Records for Certain Foods

DECEMBER 2, 2020

<https://www.fda.gov/food/workshops-meetings-webinars-food-and-dietary-supplements/public-meetings-discuss-fsma-proposed-rule-requirements-additional-traceability-records-certain>

## 3. 警告文書

- American Global Health Group, LLC

January 22, 2021

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/american-global-health-group-llc-610283-01222021>

未承認かつ不正表示製品の問題。アロエ成分製品を含む。

- Entia Biosciences, Inc

January 06, 2021

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/entia-biosciences-inc-610493-01062021>

未承認かつ不正表示製品の問題。キノコ成分製品、ダイエタリーサプリメントを含む。

- Prairie Dawn Herbs

DECEMBER 10, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/w>

[arning-letters/prairie-dawn-herbs-610094-12102020](https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/prairie-dawn-herbs-610094-12102020)

未承認かつ不正表示製品の問題。ハーブ製品を含む。

- Clarke Pharmaceutical Manufacturing, Inc.

FEBRUARY 02, 2021

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/clarke-pharmaceutical-manufacturing-inc-610642-02022021>

未承認の医薬品、不正表示製品の問題。サプリメント製品を含む。

- UCC Ueshima Coffee Company America Inc.

January 29, 2021

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/ucc-ueshima-coffee-company-america-inc-612006-01292021>

外国供給業者検証プログラム（FSVP）違反の問題。

- Woobo LLC dba Purunchon Inc.

January 20, 2021

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/woobo-llc-dba-purunchon-inc-611995-01202021>

FSVP 違反の問題。

- 
- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

### 1. EPA はアマゾンに農薬の違法販売を中止するよう命令

EPA orders Amazon to halt illegal pesticides sales

02/09/2021

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-orders-amazon-halt-illegal-pesticides-sales>

EPA のシアトルオフィスは、Amazon.com に対して、ウイルスから守ると宣伝する複数の製品を含む、危険な可能性のある、あるいは効果の無い、無登録農薬及び農薬装置を違法で誤解を招く宣伝文句で販売することを止めるよう命令した。この対応は 2020 年 6 月 6 日の約 30 製品に対する命令に、さらに 70 製品を加えるものである。

EPA は、消費者がコロナウイルス（COVID-19）消毒剤のうち EPA 登録番号が付された製品のみ購入することを推奨する。

\* 追加された販売中止命令の製品リスト

<https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-02/documents/amazonservicesllc-2bamendedattachmenta.pdf>

\* 消毒剤の EPA 登録番号

<https://cfpub.epa.gov/giwiz/disinfectants/index.cfm>

有効性が確認された表面消毒用の製品リスト（注：ヒトに使用する製品ではない）

---

● カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 電子商取引—オンラインで食品、植物又は動物製品を売買する際に考えること

E-commerce – what to consider when buying or selling food, plants or animal products online

2021-02-01

<https://www.inspection.gc.ca/importing-food-plants-or-animals/e-commerce/eng/1611768933925/1611768934331>

食品や動植物の電子商取引に関連する注意事項を含めた情報へのリンク集。

---

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

● **Notification Circular 149-21**

2 February 2021

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notificationcircular149-21.aspx>

意見募集

・ MRL2020 : 各種要望やコーデックス基準との調和等を考慮

● **Notification Circular 150-21**

9 February 2021

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20150-21.aspx>

新規申請及び提案

・ *Yarrowia lipolytica* 由来ステビオール配糖体

(GM 酵母の発酵で生産するレバウジオシド MD 混合物)

認可及びフォーラム通知

- ・表面コーティングとしての脂肪酸モノ及びジグリセリド
  - ・昆虫耐性除草剤耐性綿系統 DP23211 由来食品
- 

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言

● Resurrection Male Sexual Enhancement Capsules

10 February 2021

<https://www.tga.gov.au/alert/resurrection-male-sexual-enhancement-capsules>

TGA は製品に表示されていない成分としてシルденаフィル、タダラフィル及びジピロンを検出している。ジピロンは希に無顆粒球症と呼ばれる命にかかわる血液障害を生じるとして禁止されている。製品写真あり。

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載していません。

1. よくある質問

Frequently Asked Questions

1 Feb 2021

<https://www.cfs.gov.hk/english/faq/faq.html>

食品安全センターは、よくある質問に、食品表示、食品法、栄養表示、食品保存料の項目を追加した。

2. エチレンオキシドの可能性のためイタリア産ブレッドスティックを食べないように呼びかける

Not to consume breadstick from Italy with possible presence of ethylene oxide

9 Feb 2021

[https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew\\_fa/2021\\_419.html](https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fa/2021_419.html)

食品安全センターは、農薬エチレンオキシドの可能性についての RASFF 通知を受け、イ

タリア産ブレッドスティックを販売、使用、消費しないよう助言する。

### 3. 違反情報

- 包装済み冷凍菓子が食品医薬品規則に違反

Prepackaged Frozen Confection not in compliance with Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations

Friday, February 5, 2021

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20210205\\_8499.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210205_8499.html)

タイ産包装済み冷凍菓자에製品表示にない着色剤カルモイシンが検出された。

- チェリートマトのサンプルから基準値超過の残留農薬の検出

A Cherry tomato sample detected with pesticide residue exceeding legal limit

Friday, February 5, 2021

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20210205\\_8498.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210205_8498.html)

チェリートマトからピリプロキシフェンが最大残留基準値（0.2 ppm）を超える 1.9 ppm 検出された。

- 包装済み飲料が栄養表示規則に違反

Prepackaged beverages not in compliance with nutrition label rules

Monday, February 8, 2021

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20210208\\_8503.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210208_8503.html)

中国産朝鮮人参飲料がエネルギー199 kcal/100 g、タンパク質 15.3 g/100 g、糖質 17.8 g/100 g という表示のところ、エネルギー273 kcal/100 g、タンパク質 1.3 g/100 g、糖質 47.0 g/100 g 検出された。

- ユリ根のサンプルに重金属汚染が基準値超過

Metal contamination exceeds legal limit in lily bulb sample

Tuesday, February 9, 2021

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20210209\\_8506.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210209_8506.html)

ユリ根にカドミウムが基準値（0.05 ppm）を超えて 0.16 ppm 検出された。

---

- シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency） <https://www.sfa.gov.sg/>

#### 1. シンガポール：逆境に打ち勝つ食料安全保障

Singapore: food security despite the odds

10 February 2021

<https://www.sfa.gov.sg/food-for-thought/article/detail/singapore-food-security-despite-the-odds>



シンガポール食品庁は食料安全保障のために、「3つの食品バスケット」食品供給源を多様化させ、国内で栽培し、海外で栽培するという戦略を採用する。

シンガポールは資源の少ない小さな都市国家で、90%以上の食品を輸入している。COVID-19 パンデミックは食料安全保障を守ることの必要性をさらに強めた。「3つの食品バスケット」戦略によって長期的食料安全保障のために能動的に対応する。

- ・産地の多様化がカギ：特定の産地に過剰に依存しないこと
- ・国産：重要な緩衝：都市で食料を生産する革新のフロンティア
- ・代替の場所や十分に活用されていない場所の探索
- ・国内農場での技術採用の支援
- ・最先端の農業：ロボットやデジタルシステムを導入する
- ・農業の専門家の育成、など。

---

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. **India@75** (インド独立 75 周年) に向かってもう一歩：2022 年までにトランス脂肪酸無しに

Another step towards - India@75: Freedom from trans fats by 2022

February 08, 2021

[https://www.fssai.gov.in/upload/press\\_release/2021/02/6023b317a99acPress\\_Release\\_Trans\\_Fat\\_10\\_02\\_2021.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/press_release/2021/02/6023b317a99acPress_Release_Trans_Fat_10_02_2021.pdf)

- ・ 全ての油脂の工業由来 TFA を、2021 年 1 月から 3%以下に、2022 年 1 月からは 2%以下に制限すること。
- ・ 2022 年 1 月 1 日以降、原料として食用油脂が利用された全ての食品は、工業由来トランス脂肪酸の量が当該製品に含まれる総油脂の 2%以下でなければならない。
- ・ 「工業由来トランス脂肪酸 (iTFA)」の定義は、単価及び非共役多価不飽和脂肪酸の全ての二重結合のトランス幾何異性体。乳、肉、魚及びそれらの製品に由来するトランス脂肪酸は除外する。

2. メディアコーナー

● FSSAI は植物油中のトランス脂肪酸の基準の執行に関する規則を改定する

FSSAI modifies rules regarding enforcement of limits for trans fatty acid in veg oils

Dated: 29-01-2021

[https://www.fssai.gov.in/upload/media/FSSAI\\_News\\_TransFat\\_FNB\\_01\\_02\\_2021.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/media/FSSAI_News_TransFat_FNB_01_02_2021.pdf)

植物油中のトランス脂肪酸の最大基準を重量ベースで 3%とし、その執行開始日を 2021

年1月1日から2021年4月1日に変更する。2022年1月1日からの2%については、その日以降に製造されたものについて適用される。

- **FSSAI は食品事業者に脂肪・塩・砂糖なしの「加工食品」強化の規則について通知する**

FSSAI notifies FBOs regarding rules to fortify 'processed food' sans fat, salt & sugar  
05-02-2021

[https://www.fssai.gov.in/upload/media/FSSAI\\_News\\_FBO\\_FNB\\_05\\_02\\_2021.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/media/FSSAI_News_FBO_FNB_05_02_2021.pdf)

シリアルやベーカリー、フルーツジュースなどの強化加工食品についての規則を通知する。「強化加工食品」は、穀物やミルクなどの強化食品から作られて600kcalあたり一日所要量の15%から30%の微量栄養素を提供する食品。ただし高脂肪・砂糖・塩食品は除く。

- 
- その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、食品中のニッケルの介入基準値に関する意見書を公表
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL)、動物用医薬品の許認可に関する最新情報(2021年1月12日時点)を公表
- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、外因性汚染物質(汚染物質、食品照射、放射能)のAFSCAの分析プログラムの評価に関する意見書を公表
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、ウコンを原料として含有する食品サプリメントの摂取に関連するリスクに関する報告書を公表

#### EurekaAlert

- **乳幼児用食品の包装前面の製品名と成分表示は見て回るのが難しい**

Front-of-package product names and ingredient lists of infant and toddler food can be hard to navigate

8-FEB-2021

[https://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2021-02/e-fpn020521.php](https://www.eurekaalert.org/pub_releases/2021-02/e-fpn020521.php)

*Journal of Nutrition Education* に発表された研究によると、野菜や果物を含む包装の前面表示と栄養成分表示との間に断絶があることが、保護者が何を買っているのか理解するのが難しくしている。

（製品の表面に大きく描かれている果物が主成分ではない場合等）

- ゴールデンシールの使用は糖尿病のメトホルミンによる血糖コントロールを損なうかもしれない

Use of goldenseal may compromise glucose control in diabetics on metformin

8-FEB-2021

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2021-02/wsu-uog020521.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2021-02/wsu-uog020521.php)

*Clinical Pharmacology & Therapeutics* に発表された研究。ゴールデンシールが薬物輸送体タンパク質に影響する。

- 子宮内で脳がカフェインにより変わる、研究が発見

Brain changed by caffeine in utero, study finds

8-FEB-2021

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2021-02/uorm-bcb020821.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2021-02/uorm-bcb020821.php)

ー新しい研究が妊娠中に摂取したカフェインが赤ちゃんの重要な脳の経路を変える可能性があることを発見ー

*Neuropharmacology* に発表された 9～10 才の 9000 人以上の子どもの脳スキャンを行った ABCD 研究の解析。著者等は妊娠中のカフェインは良い考えではないと主張。

- 植物ベースの食事と骨の健康：適切なカルシウムとビタミン D の摂取を確保すべき

Plant-based diet and bone health: adequate calcium and vitamin D intakes should be ensured

10-FEB-2021

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2021-02/uoh-pda021021.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2021-02/uoh-pda021021.php)

ヘルシンキ大学の行った研究で、136 人の成人を 12 週間 3 種類の食事のうちの一つに従ってもらった。一つは総タンパク質のうち 70%が動物タンパク質、もう一つは 50%、3 番目は 30%が動物タンパク質で 70%が植物タンパク質。動物タンパク質としては赤白両方の肉と乳製品、植物タンパク質は各種豆やナッツ、種子、穀物由来。魚と卵の量は全ての食事で同じ。動物タンパク質を植物タンパク質に置き換えた場合、骨の吸収と形成の両方が増加し、長期的には骨の健康に悪い可能性がある。従って植物ベースの食生活にする場合には骨の健康のために適切なカルシウムとビタミン D の摂取を確保すべきである。*The Journal of Nutrition* に公表された。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室